

清水町高等学校入学生 学習用タブレット端末購入等支援金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和4年度以降の学習指導要領により、高等学校の授業での使用が必須となる学習用タブレット端末の購入等にかかる経費を支援するため、入学生（新1年生）の保護者に対して支援金を給付することを目的とする。

(支援金受給対象者)

第2条 支援金の受給対象者は、各年度の4月1日現在において清水町内に住所を有し新たに高等学校へ入学する者の保護者とする。

(支援金額)

第3条 支援金の額は、30,000円とする。

(申請方法)

第4条 支援金の申請は、「清水町高等学校入学生学習用タブレット端末購入等支援金申請書」（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付の上、教育長に提出するものとする。

- (1) 高校入学通知書の写し
- (2) 入学生本人を証明できるもの（健康保険証、学生証など）の写し
- (3) 預金通帳（口座番号の確認できるページ）の写し

(申請の期限)

第5条 前条の規定による申請の期限は、新入学年度の6月30日までとする。

(給付の決定及び不決定)

第6条 教育長は、支援金の給付を決定したときは、「清水町高等学校入学生学習用タブレット端末購入支援金給付決定通知書」（別記第2号様式）により、支給しないことを決定した場合は、「清水町高等学校入学生学習用タブレット端末購入支援金給付不決定通知書」（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の取り消し及び返還)

第7条 教育長は、支援金の給付を受けた者に不正があった時はその交付を取り消し、支援金の返還を命じるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

清水町高等学校入学生 学習用タブレット端末購入等支援金給付申請書

令和 年 月 日

清水町教育委員会 教育長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

清水町高等学校入学生 学習用タブレット端末購入支援金給付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり支援金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金給付申請額 金30,000円

2 支援金受給対象となる生徒

(ふりがな) 氏 名	
学 校 名	

2 受給する口座

	金融機関名	支店名	種別	口座番号	ふりがな
					口座名義
1	銀行	()	1 普通		
2	信用金庫	本店 ・ 支店	2 当座		
3	農協	本所 ・ 支所	3 その他		
4	その他	()	()		
()		店番号			

3 添付書類

高校入学証明書又は合格していることがわかる書類（写し）

預金通帳表紙（写し）

本人確認書（健康保険証、学生証、パスポート等）